

# 木曾岬町農業委員会総会会議録

令和3年6月7日

木曾岬町農業委員会

## 木曾岬町農業委員会会議録

令和3年6月7日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番 加藤 光雄  
2番 浅井 弘幸  
3番 黒宮 俊明  
4番 槇田 法行  
5番 平野 洋二  
6番 黒宮 喜代子  
7番 岡村 なつ枝  
8番 白木 斉  
9番 丹村 巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

平松 和憲  
伊藤 博幸  
加藤 哲也  
花井 文彦

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員 多賀 達人  
事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 多賀 達人

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。



、地積  $\text{m}^2$ 、譲渡人は、  
で交換による所有権移転です。

2番の所有権移転については、  
、地目  $\text{m}^2$ 、  
譲渡人は、  
、譲受人は  
で交換による所有権移転です。

本件については、別で配布しました「令和3年6月7日開催農業委員会農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するどうか判断して頂くものです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないこととなります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが、1番は所有地の自作地が  $\text{m}^2$  で、  
が  $\text{m}^2$ 、  
が  $\text{m}^2$  となっています。2ページの2番については、所有地の自作地が  $\text{m}^2$  で、  
が  $\text{m}^2$  となっています。

次に1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、作付作物について、1番は、  
で  $\text{m}^2$  で、  
、 $\text{m}^2$  は  
です。2番は、  
で  $\text{m}^2$  です。

機械の所有状況は、1番は  
、  
です。3ページの2番は  
です。

農作業に従事する者としては、1番は  
年以上の農作業歴があり、世帯員等その他常時雇用している労働力は、  
名で農作業経験もあり、申請地までの距離は  
km内で移動時間は  
分以内です。2番は  
年以上の農作業歴があり、世帯員等その他常時雇用している労働力は  
。申請地までの距離は  
km以内で移動時間は  
分以内です。

次の2号、3号については該当ありません。

次に資料4ページの第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後において農作業に常時従事すると認められない場合は許可することが出来ないこととなります。

1番の農作業に従事する者の氏名は：  
、主たる職業：  
、権利取得者との関係は本人、農作業への年間従事日数：  
日、  
、主たる職業：  
、権利取得者との関係：  
、農作業への年間従事日数は  
日です。2番の農作業に従事する者の氏名は：  
、主たる職業：  
、権利取得者との関係は本人、農作業への年間従

事日数は■日です。

次に第5号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後の農地面積の合計が当町の場合には50aに達しない場合は許可出来ないことになります。

5-1 権利取得後における経営面積は、1番は■㎡、2番は■㎡です。

5-2 特例事項は該当ありません。

6号7号についても該当なしです。

次に資料の6ページの7周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出来ないこととなります。

1番2番ともに「平成22年に売買予定の田が、相続による納税猶予期間中であったため、隣地を売買し、納税猶予期間経過後に交換することとしていたため、今回交換するものであり、従来通り耕作することになり、周辺農地に支障を及ぼすことはないと思われる。もしも支障が発生したときは、私が責任を持って解決する。」としています。

また、資料の7ページの地域との役割分担につきましても、1番2番どちらも「当該地の農業関係集会には積極的に参加し、農道、排水路、農業用水等の共同利用施設の取り決めは遵守するとともに、それらの維持管理の共同作業にも積極的に参加する。」としています。

なお、1番2番どちらも耕作については作業委託をしているとのことであり、機械の所有状況、従事日数については問題ないと考えます。

以上により事務局としては、1番及び2番の所有権移転について 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、事項書4ページの「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」説明致します。本件につきましては、申請件数は■、■件、■㎡です。

本件で転用しようとする土地につきましては、県に意見書を添えて進達し、県から許可を頂くのですが、当農業委員会の意見書を添えるにあたり、今回の案件の土地が何種農地なのかによって転用が可能かどうかの判断がなされます。

申請番号1番については、申請地は■、地目 ■、地積■㎡で、申請人は■です。当該申請は、資材置場としての転用ですが、届出地は昭和60年頃より資材置場として活用していましたが、農地法の手続きがされていないことが判明しこの度の申請となったものであり、始末書も添付されております。隣地の状況ですが、北が■、西が■、南と東が■道路となります。

事務局としての見解は、転用しようとする土地の農地の区分は、住宅が連たんしている区域内にある農地であることから、第3種農地であると考え、転用可

能と判断させていただきます。

次に6ページをご覧ください。「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明致します。本件につきましては、申請件数は■件、■件、合計3件、■㎡です。

本件で転用しようとする土地につきましては、県に意見書を添えて進達し、県から許可を頂くのですが、当農業委員会の意見書を添えるにあたり、今回の案件の土地が何種農地なのかによって転用が可能かどうかの判断がなされます。

7ページの申請番号1番について、区分は賃借権、申請地が■、地目 ■、地積■㎡で、貸付人は■、借受人は■です。

当該申請は■としての転用で、隣接地の状況は、北が■、東が■、南が■と■、西が■です。雨水排水の計画は、北側既設側溝へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地の農地の区分は、上下水道管が埋設されている道路の沿道で、かつ、指定避難所及び指定緊急避難場所から500m以内にある農地であることから、第3種農地であると考え、転用可能と判断させていただきます。

申請番号2番について、区分は賃借権、申請地が■、地目 ■、地積■㎡で、貸付人は■、借受人は■です。

当該申請は■としての転用で、隣接地の状況は、北が■、東と南が■、西が■となっています。雨水排水の計画は、既設民地側側溝で隣地農地への流出を防止し、既設道路側溝へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地の農地は、既存集落に接続しており、■施設であることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると考え、転用可能と判断させていただきます。

続いて、申請番号3番について、区分は賃借権、申請地が■と■、地目 ■、地積は合計で■㎡で、貸付人は■、借受人は■です。

当該申請は■としての転用で、隣接地の状況は、北が■、東が■、西と南が■です。雨水排水の計画は、宅内で集水して、東側既設側溝へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地は、■の隣に建設する■住宅であり、既存住宅敷地が■㎡に対して、一体利用地を含めて■㎡の敷地面積であることから、既存施設の拡張として、1種農地の不許可の例外に該当すると考え、転用可能と判断させていただきます。

説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。只今から申請・届出書類を回覧させて頂きま  
す。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確  
認を賜りますようお願いいたします。

〔 休会 午後 7 時 12 分 〕  
( 申請書回覧 )

議 長

それでは、申請・届出書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会  
議を再開いたします。

〔 開会 午後 7 時 29 分 〕

議 長

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」及び  
「2番」につきましては、同じ地区ですので、申請地の担当推進委員及び農業委  
員からまとめてご意見を頂きます。

はじめに推進委員の「加藤 哲也委員」お願いします。

加藤委員

以前から交換する予定であったこと、現在もお互い耕作されていることから  
問題ないと判断しました。

議 長

ありがとうございました。

次に農業委員の「黒宮 俊明委員」のご意見をお願いします。

黒宮委員

同じく、交換とのことでしたので問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見を  
いただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願いま  
す。

( 他に意見なし )

議 長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 農地  
法第4条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担  
当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに推進委員の「花井文彦委員」お願いします。

花井委員

特に問題ないと判断しました。

議 長

ありがとうございました。

次に農業委員の「平野 洋二委員」のご意見をお願いします。

平野委員

農業用資材置場での転用であり問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。

ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

( 他に意見なし )

議長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに推進委員の「平松 和憲委員」をお願いします。

平松委員

近隣の方や区長の下承を得ており、問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。

次に農業委員の「白木 斉委員」のご意見ををお願いします。

白木委員

同じく関係者の下承も得ているので問題ないと判断しました。

議長

ありがとうございました。

次に「2番」「3番」については同地区になりますのでまとめて意見ををお願いします。まず、推進委員の「平松 和憲委員」、「2番」「3番」についてお願いします。

平松委員

まず、「2番」についてですが、近隣住民の方が反対しています。

隣接する水路について、前から除草作業等をして欲しいと依頼をしていましたが、2、3日前に作業をしたようだが、一部の作業のみでした。また、現在■■■■を解体した途中の状態であり、解体した物や■■■■内にあったものがそのまま置かれている。こちらも処分するよう依頼をしているが対応されていない状態です。今までに3回地区の説明会をしていただいたが、近隣の方からの反対意見は出ていました。地区の意見をまとめた誓約書を交わしました。

次に「3番」について、■■■■の■■■■住宅であり問題ないと判断しました。

議長

ありがとうございました。

次に農業委員の「加藤 光雄委員」、「2番」「3番」についてのご意見ををお願いします。

加藤委員

「2番」について、説明会での対応や、こちらの要望、意見を聞かない等の対

応から、周りの方のことを考えていないように感じました。解体したものを放置していたり、周囲の方、周辺農地に迷惑をかけるような状況では認められないと思います。

「3番」に対しては、[ ]の住宅を建てるということで、[ ]の住宅であり問題ないと判断します。

議 長

ありがとうございました。

ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

議 長

周辺の方からの反対意見があるとのことですが、どのような意見でしたか。

加藤委員

申請の前から車両を置いたり、解体を始めており、騒音もひどかったと言っています。水路の草刈等の要望にも対応していない。要望しても対応しないのでは認められない等の意見でした。

平野委員

今日現地確認の際に、現場にいた近隣の方に聞いた話だと、申請前には車の解体をしていたと聞きました。今回の申請内容では解体はしないことになっているが、今後解体をしていく可能性があるかもしれない。油漏れ等の危険もあるが、誓約書にはそのあたりの記載はどうか。

加藤委員

誓約書には「解体しない」こと「油漏れ等により周辺に被害が及ばないよう対策する」ことが記載されています。

平松委員

[ ]については1棟壊すのに300万以上かかる。皆さん3棟ずつは持っているので、全部壊すのに1000万程かかることになる。何もなしで田に戻すことは難しいと思う。今回は貸し先があつて、解体まで相手がしてくれるとのことだが、これがなかったら放置され、[ ]、倒壊することも考えられる。

( 他に意見なし )

議 長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議 長

それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「1番」について許可することにします。

次に「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「2番」につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「2番」について許可することにします。

続きまして「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」の「1番」については、申請者が農業委員の[ ]委員の親族になりますので、[ ]委員には一度退室していただきます。

( [ ]委員退室後 )

議 長

それでは「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「1番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。

それでは[ ]委員に戻っていただきます。

( [ ]委員入室後 )

議 長

採決を続けます。続きまして「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「1番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。

続いて「2番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

( 全員反対 )

議 長

ありがとうございました。

全員反対により、「2番」については否決ということになります。否決されたことにより、事務局で説明をお願いします。

事務局

農地転用につきましては、許可権者は三重県になりますので、木曾岬町農業委員会としては、許可相当か不許可相当かという意見を付して県に進達することになります。申請人から取り下げの依頼がないかぎり、申請書類の返却はできませんので、不許可相当として県に進達することになります。その後は三重県の判断になります。

今回の不許可相当に該当する農地法の条文は、説明会での周辺住民からの声に対応しない。地域のルールを守らない、今回意見書に記載した内容に、現時点で対応していない等により、第5条第2項第3号になるかと思えます。具体的には、「事業を行うために必要な信用があると認められないこと」になると思われます。以上です。

議 長

ありがとうございました。事務局の説明のように「2番」について不許可相当の意見を付して県に進達することにします。

続いて「3番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「3番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。

議 長

これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。

長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後 8時 20分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和3年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員